CHARLE CO.,LTD
最終更新日：2015年6月26日
株式会社シャルレ
代表取締役社長　奥平　和良
問合せ先：078-792-7046
証券コード：9885
http://www.charle.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営の透明性と健全性の高い企業経営を追求し、企業価値の向上を目指すうえでコーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題と位置付けており、監査役会による経営監督機能のほか、組織の役割、責任、権限の明確化を図り、内部統制システムを充実し、経営監視機能を強化しております。
コーポレート・ガバナンス体制が有効に機能するように、当社で定めたコンプライアンス基本指針に基づく企業経営を実践し、経営の透明性と健全
性の高い企業経営を追求し、消費者、株主、取引先、従業員、社会といったあらゆるステークホルダーから信頼される企業を目指してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社G＆L	3,802,432	18.08
林雅晴	1,508,925	7.17
有限会社Lam's	1,097,950	5.22
林宏子	1,037,699	4.93
林勝哉	957,100	4.55
瀬崎五葉	954,700	4.54
林達哉	954,700	4.54
林達三	556,080	2.64
林直樹	350,225	1.66
林英明	280,325	1.33

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社株式は創業家及びその関連会社が当社株式の議決権の過半数を保有しております。
この状況を鑑み、経営と資本の分離を実現するために、現時点において創業家出身者は取締役の職に就いておらず、経営執行にも関与しておりません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	3 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
脇田　純一	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
脇田　純一	○	―――	脇田氏は、長年にわたり金融機関での豊富な経験に基づく高い専門的な知識や経験があり、また、過去に取締役や監査役の経歴もあり、幅広い知識や見識を有していることから、当社の事業運営に関して、公正・中立的な立場から妥当性適正性を確保するための必要な助言・提言をいただけると判断いたしました。また、同氏は、東京証券取引所が定める上場規程に規定する独立役員としての要件に基づき、一般株主と利益相反取引が生じるおそれのない社外取締役としての独立性を確保されており、一般株主の利益保護を配慮した観点での発言や行動が期待できると判断したため、当社取締役会決議にて独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 監査役と会計監査人の連携状況
監査役会は会計監査人から、監査計画の説明を受けるとともに、年2回（半期終了ごと）の頻度で監査講評会にて、監査状況の報告を受け、内容の確認、意見交換等を行っております。
2. 監査役と内部監査部門の連携状況
当社は、監査役会の事務局を内部監査室内に設置することとし、監査役会事務局はその命令に関して取締役等他の機関・役員から指揮命令を受けないような体制をとっております。
また、内部監査室は監査役と定期的又は必要の都度、業務の執行状況、経営の重要事項等について意見交換を行い、監査役と情報共有しながら意思疎通を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岸本　達司	弁護士													
井出　久美	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岸本　達司	○	兼務先と当社の間には特別な関係はありません。	岸本氏は、弁護士の資格を有しており、また、調停委員等に就任するなど幅広く活動されており、これまでの職務経験を通して培った専門的な知見を当社の監査体制強化に活かしていただけると判断いたしました。 また、同氏は、東京証券取引所が定める上場規程に規定する独立役員としての要件に基づき、一般株主と利益相反取引が生じるおそれのない社外監査役としての独立性を確保されており、一般株主の利益保護を配慮した観点での発言や行動が期待できると判断したため、当社取締役会決議にて独立役員に指定しております。
			井出氏は、公認会計士として財務・会計の専

井出　久美	○	同氏は、平成22年6月29日まで当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツにて公認会計士として在籍し、平成20年6月25日まで当社を担当しておりましたが、平成23年9月に同監査法人を退職しており、兼務先と当社の間には特別な関係はありません。	門知識を有することから、その専門知識を当社の監査体制強化に活かしていただけると判断いたしました。 また同氏は、東京証券取引所が定める上場規程に規定する独立役員としての要件に基づき、一般株主と利益相反取引が生じるおそれのない社外監査役としての独立性を確保されており、一般株主の利益保護を配慮した観点での発言や行動が期待できると判断したため、当社取締役会決議にて独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数　3 名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況　業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役報酬は、固定報酬と変動報酬で構成しております。
変動報酬は、会社業績を反映させ、決定いたします。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況　個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

第40期に支払った取締役及び監査役の報酬額の総額
取締役　4名　95百万円（うち社外取締役 1名　7百万円）
監査役　3名　21百万円（うち社外監査役 2名　10百万円）
合計　7名　116百万円（うち社外役員 3名　17百万円）

注）
1.取締役の報酬等の総額については、平成21年6月24日開催の第34回定時株主総会において年額196百万円以内（うち社外取締役27百万円以内とする。なお、使用人兼務役員の使用人部分給与は含まない。）と決議いただいております。
2.監査役の報酬額については、平成21年6月24日開催の第34回定時株主総会において年額34百万円以内と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無　あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬等に関する方針
取締役の報酬額は、企業価値向上のために当社に適した人材の確保に必要な水準を役職・職責に応じて設定しております。次年度の報酬額は、固定報酬と変動報酬（会社業績及び各取締役の担当業務の業績や評価を反映）で構成し、報酬規程の定める範囲内で取締役会にて決定します。
なお、当社は平成16年3月31日付で退職慰労金制度を廃止しております。

監査役報酬等に関する方針
監査役の報酬額は、企業価値向上のために当社に適した人材の確保に必要な水準を職責に応じて設定しております。次年度の報酬額は、固定報酬によって構成され、報酬規程の定める範囲内で監査役の協議にて決定します。
なお、当社は平成16年3月31日付で退職慰労金制度を廃止しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役の職務をサポートする役割として、取締役会の議案における重要な情報の伝達は取締役会事務局である法務部が行い、それ以外の情報は社内取締役から社外取締役へ伝達する体制をとっております。
社外監査役には、常勤監査役及び監査役会事務局である内部監査室より必要な社内情報を伝達する体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

業務執行につきましては、平成27年6月29日付で執行役員制度を導入することにより、取締役会による経営の意思決定や監視・監督機能と執行役員の業務執行機能を分離し、業務執行に係る責任と役割を明確にするとともに、迅速な意思決定及び業務執行に基づく事業運営に取り組んでおります。
「取締役会」は社外取締役1名を含む3名(男性3名、女性0名)及び監査役3名(男性2名、女性1名)で構成し、原則月1回開催しております。取締役会においては、法令に定められた事項及び事業戦略等重要な方針を決議しております。また常勤取締役2名、常勤監査役1名及び執行役員5名が出席する「経営会議」にて、取締役の決裁権限を越える案件等当社決裁基準に基づいた案件を審議、決定しております。一方、業務執行を担う取締役1名及び執行役員5名が出席する「執行役員会議」にて、取締役の決裁権限より執行役員に委譲した案件を当社決裁基準に基づき審議、決定しております。また、経営情報の共有や経営会議への提案事項の事前審議をしております。
社外取締役に関しましては、取締役の業務執行及び経営全般について公正・中立的な立場から客観的な助言・提言をすることで、経営の透明性と健全性の向上に寄与しております。
経営の監視・監督機能につきましては、当社は監査役会設置会社であり、社外監査役を含む3名の監査役(男性2名、女性1名)で構成する「監査役会」にて、監査計画に従って内部監査室及び会計監査人と連携をとりながら、客観的な経営の監視・監督を行っております。さらに、第三者的な観点から社外取締役及び社外監査役で組織する「コンプライアンス委員会」を設置し、社内のガバナンスの状況を確認できる相互監視体制を整えております。
当社は、社外取締役及び監査役との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約の内容は、その職責を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、11百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負うものとしております。
会計監査については、ひびき監査法人との間に会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査契約を締結しています。(これまで会計監査契約を締結しておりました大阪監査法人は、平成26年7月1日付で新橋監査法人及びペガサス監査法人と合併し、名称をひびき監査法人に変更されております。)同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。平成27年3月期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に関わる補助者の構成は下記の通りです。
業務を執行した公認会計士の氏名
代表社員　業務執行社員　公認会計士　洲崎　篤史　(勤続監査年数5年)
代表社員　業務執行社員　公認会計士　木下　隆志　(勤続監査年数5年)
会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士5名
会計士補等2名
取締役及び監査役の報酬の決定につきましては、取締役は役員報酬規程に基づき取締役会で決議し、監査役は監査役の協議で決定しております。
当社は、会計監査人との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約の内容は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、100百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度としてその責任を負うものとしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

企業経営の透明性及び健全性を向上させるため、当社では常勤監査役1名、社外監査役2名で構成する監査役会を設置しており、内部監査室と会計監査人と連携して、経営の監視・監督が充分に機能する体制を整備しております。また、執行役員制度の導入により、取締役会の監視・監督機能の強化及び経営の意思決定、業務執行の迅速化を図り、経営体制を強化しております。さらに、社外取締役1名を選任しており、取締役会において、これまで培ってきた知見を基に事業運営に関する客観的、かつ中立的な助言がなされることで、経営の意思決定の妥当性や適正性を確保しております。これらの体制を通じて、当社のコーポレート・ガバナンス体制は、有効に機能していると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、株主のみなさまへ及びプレスリリース等の開示資料の閲覧 IRホームページのURL	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
その他	女性の活躍状況について 当社は、美と健康を事業領域としており、商品施策や営業施策に女性従業員の存在は必要不可欠であります。また、当社は女性従業員が結婚や出産後も安心して仕事に従事できる環境を推進していくために、勤務地の限定やフレックスタイム制度、育児休業制度、育児短時間勤務制度を導入しております。今後もさらに女性にとって仕事が継続できる環境づくりに努めてまいります。 女性比率について（平成27年4月1日現在） 役員の女性比率　14.3%（1名） 管理職の女性比率（※1）　9.4%（5名） 正社員の女性比率　38.5%（122名） （　）は、対象女性人数 （※1）役員を除く

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は内部統制体制の構築と運用を単に法的要請に応えるための仕組みとしてだけでなく、経営戦略や事業目標を組織として達成させるための必須の手段として認識しており、その最終目標は企業価値を高め、株主のみなさまの負託にお応えすることと考え内部統制基本方針を定めております。

1. 当社及びその子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、「コンプライアンス基本指針」を設け、企業としての正しいあり方（企業倫理）を認識し、コンプライアンスを徹底した企業経営を実践することにより、経営の透明性と健全性の高い企業活動を遂行し、企業ブランド価値をさらに高めることを当社企業グループの全ての取締役及び使用人に徹底します。
また、「コンプライアンス規程」において、取締役及び使用人が法令や企業倫理を理解し、守るための基本的事項を定めます。
取締役及び使用人が法令違反や企業倫理の逸脱の可能性を感じた場合に、具体的にどのような行動をとれば良いかを「コンプライアンス相談・申告要領」に定め、相談窓口を、社内のみならず、社外（法律事務所）にも設け、より相談し易い体制をとります。
さらに、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス態勢について、社外取締役及び社外監査役で組織する「コンプライアンス委員会」を設置し、さらなる客観性及び透明性を高めたガバナンスの相互監視体制の強化とコンプライアンスの意識の向上に取り組みます。
そして、取締役及び使用人の法令遵守に対する意識を啓蒙・維持させるため、外部の専門家や法務部による定期的なコンプライアンス教育を実施します。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務に係る情報は、「文書管理規程」、「コンプライアンス規程」等関連規程に従い、適切に保存及び管理します。また、閲覧の必要がある場合は、申請のうえ閲覧できるようにします。
取締役会議事録は、その事務局である法務部が全ての議案について作成し、その内容は必要な者のみ閲覧できるようになっています。
また、情報開示については、「会社情報等適時開示規程」に沿って対応します。

3. 当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
経営上のリスクが発生した場合は、取締役及び当該リスクに係る関係部署が集まり、事実の把握及び対応策を検討できる体制にします。リスクの未然防止及び危機や緊急事態の発生時の対応については、「リスクマネジメント規程」、「コンプライアンス規程」、「内部監査規程」、「グループ企業管理規程」等の規程に従い運用します。

4. 当社及びその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
社内規程（「組織規程」、「稟議規程」、「グループ企業管理規程」等）において、取締役の基本職務や決裁基準等を定め、効率的に業務が行える体制を整えます。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は「グループ企業管理規程」に基づき、損失等のリスクを最小限に留めることを目的として子会社の業績、業務の進捗及びその他の重要な情報について、定期的な報告を義務付け、管理・統制・支援を行い、グループ企業における業務の適正を確保します。
さらに、取締役直轄のもと、内部監査室を事務局とし、当社企業グループの財務報告に係る内部統制の構築、運用及び評価を推進します。なお、定期的な内部監査室による監査手続を実施することで、当社企業グループ全体の業務にわたる内部統制の効率性と有効性の確保に努めます。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の職務を補助する組織として、内部監査室に監査役会事務局を設置するほかに、必要に応じて監査役の職務をサポートする使用人を社内の各部署の適任者から任命できる体制とし、当社企業グループ全体の情報を収集し、監査役会に報告できるようにします。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
当社は「監査役会規則」及び「内部監査規程」に基づき、監査役会から命令を受けた監査役会事務局は、その命令に関して取締役等他の機関・役員から指揮命令を受けないような体制をとります。また、監査役会事務局の人事異動については、監査役会の同意を必要とします。

8. 当社の取締役及び使用人並びにその子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社の取締役は、監査役が出席する取締役会の四半期ごとに、担当する子会社及び自己の職務執行状況について、業務報告を行います。また、取締役会付議事項又は取締役会報告事項となる重要案件について、当社企業グループの取締役及び使用人より報告を受けられる体制をとります。

9. 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社の監査役へ報告を行った当社企業グループの取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社企業グループの取締役及び使用人に周知徹底します。

10. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

11. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査役会が監査役会事務局に対して調査を求めることができる体制を整備します。
なお、監査役の監査において指摘した事項について、適切にフォローアップを実施することで、改善活動が確実に実行されることを確認します。
さらに、外部の有識者（弁護士、公認会計士）と随時相談できる体制を整備することで、監視活動をより実効性あるものとします。

12. 財務報告の適正性を確保するための体制
当社は、代表取締役社長が最高責任者となり、適切な統制環境を保持しつつ、金融商品取引法に規定する財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、継続的に改善する体制を構築します。
適正な内部統制を実現するための体制の構築、運用及び評価に当たり、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に準拠した「財務報告に係る内部統制運用管理規程」、「財務報告に係る内部統制の評価基本計画書」、その他関係諸規程、関連文書を整備し、これらに従った内部統制体制の整備、運用及び評価を実施します。
また、適正な財務報告を実現するため、監査役会と内部監査室は緊密に連携するとともに、定期的に会計監査人、監査役会、内部監査室間で意見交換を行い、内部統制の実効性を高めます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「コンプライアンス規程」を制定し、法令を遵守することはもとより、企業倫理を十分認識し、かつ、社会規範を尊重し、良識ある企業活動を心がけるための基本的事項を定めます。
また、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるいかなる反社会的勢力に対しても、組織的に毅然とした姿勢を持って対峙し、その不当な要求については関係機関とも連携し、事由の如何を問わずこれに応じないことの徹底を図ります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

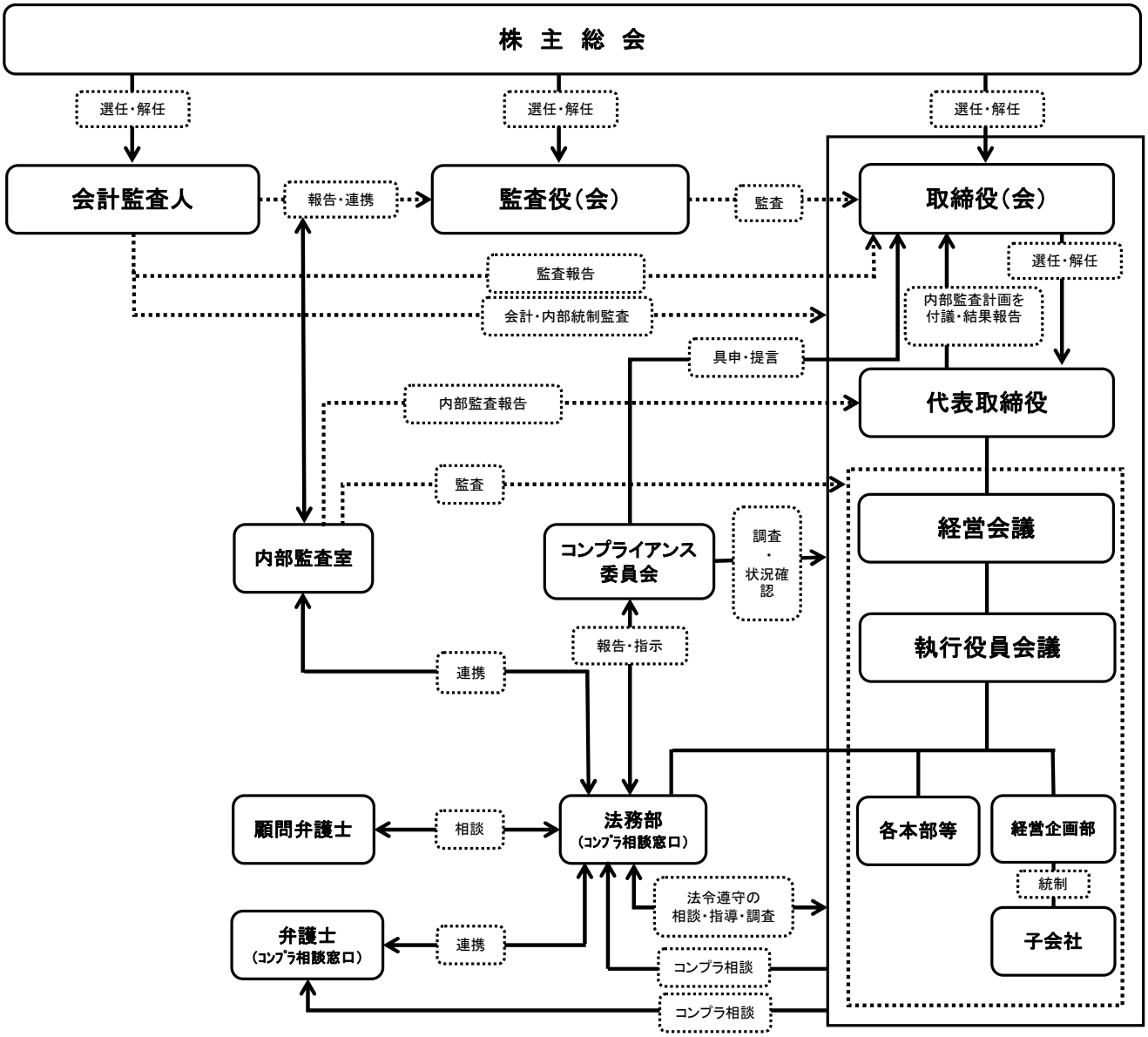
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記の通りです。

1. 適時開示方針
　当社は、企業としての正しいあり方（企業倫理）を認識し、経営の透明性と健全性の高い企業活動の遂行に努める。また、金融商品取引法をはじめ、東京証券取引所の適時開示規則からの会社情報等の適時開示にかかわる社会的責任は、投資者等をはじめ、お客様、取引先、従業員等、地域社会等に影響を与えることを鑑み、次の原則により適時開示に取り組む。

（1）情報開示原則
　適時開示規則に基づき、投資者等にとって必要な情報は、迅速かつ正確に開示する。
（2）自主開示原則
　適時開示規則に定められる開示基準以外の情報についても、開示可能な情報については自主的に開示する。
（3）適時開示原則
　適時開示可能な情報については、決定後、速やかに開示する。なお、原則として、証券記者クラブが対応できる時間内に開示する。
（4）公平開示原則
　一部のステークホルダーに対して偏ることなく、公平に情報を発信するように努める。
（5）情報管理原則
　会社情報等の適時開示内容にかかわる役員等及び従業員等は、適時開示されるまでは、情報管理を徹底する。
（6）沈黙期間
　当社は、決算（四半期含む）情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するために、決算期日の翌日から決算発表日までを沈黙期間とし、この期間は、決算・業績見通しに関する質問への回答やコメントを差し控えることとする。ただし、この沈黙期間中に業績予想を大きくはずれる見込みがでてきた場合には、会社情報等の適時開示規則に従い、適時開示するものとする。

2. 会社情報等の適時開示に関する社内体制
　重要な会社情報等が発生した場合、各部署及び子会社の管理責任者は法務部（補佐：経営企画部）（以下、統括管理部署という）に報告する。また、統括管理部署は監査役会・内部監査室とも情報の共有・確認を行います。統括管理部署は、会社情報等の報告があったこと及びその内容を情報取扱責任者及びIR担当責任者へ報告を行います。情報取扱責任者は、報告があった会社情報等が適時開示に該当するか否かを判断いたします。IR担当責任者は、IRの観点から会社情報等が適時開示に該当するか否かを情報取扱責任者へ助言を行います。なお、情報取扱責任者は、会社情報等が適時開示に該当するか否かを判断しがたいときは、委員会を招集し、取引所への事前相談結果等を踏まえて適時開示に該当するか否かを判断いたします。
開示が決定した場合、会社情報等のうち、決定事実・発生事実及び決算情報の適時開示については、取締役会の承認を得て、発生事実（緊急時）に関する情報の適時開示については、代表取締役社長の承認を得た上で、情報取扱責任者の指示のもと、速やかにTDnetシステムにて適時開示いたします。

■ コーポレート・ガバナンス体制模式図



※コンプラ:コンプライアンスの略

会社情報等適時開示フロー

別表－1

